

〇一関工業高等専門学校メディアセンター規則

(平成18年5月18日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、一関工業高等専門学校学則第12条の規定に基づき、一関工業高等専門学校（以下「本校」という。）に一関工業高等専門学校メディアセンター（以下「センター」という。）を置き、センターの組織及び管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、本校の学生及び教職員並びに一般の利用者の教育及び研究等に資することを目的とする。

(施設)

第3条 センターの施設は、次のとおりとする。

- 一 図書館
- 2 前項の各号の施設の利用については、別に定める。

(業務)

第4条 センターは、第2条に定める目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 図書館資料の収集、管理及び利用に関すること
- 二 センターの利用計画に関すること
- 三 その他センター長が必要と認めたもの

(センター長)

第5条 センターに、メディアセンター長（以下「センター長」という。）を置く。

- 2 センター長は、校長の命を受け、前条に掲げる業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 センターに、副メディアセンター長（以下「副センター長」という。）を置き、センター長の推薦に基づき、校長が任命する。

- 2 副センター長は、センター長の命を受け、その業務を補佐する。
- 3 副センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第7条 センターにその組織及び運営に関する事項を審議するため、一関工業高等専門学校メディアセンター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第8条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 第4条各号に定める業務の連絡調整に関する事
- 二 センターの予算要求等に関する事
- 三 その他管理運営に関する事

(組織)

第9条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 センター長
- 二 副センター長
- 三 図書館長
- 四 総合情報センター長
- 五 教務主事
- 六 専攻科長
- 七 事務部長

(委員長)

第10条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副センター長が、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第11条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(報告)

第12条 委員長は、委員会の審議の結果を校長に報告する。

(専門部会)

第13条 第3条各号に定める施設に関する運営等を審議するため、それぞれ専門部会を置く。

(事務)

第14条 センターに関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、センターに関して必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

2 一関工業高等専門学校図書館規則及び一関工業高等専門学校電子計算機室規則は廃止する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和6年9月5日規則第3号）

この規則は、令和6年9月5日から施行する。